

平成26年2月 藤枝市議会定例会

建設経済環境委員会委員長報告書

(議案審査)

平成26年2月27日

[本会議]

本委員会に付託されました、議案4件の審査の経過と結果について、主な質疑を中心に、ご報告いたします。

最初に、「第12号議案 平成25年度藤枝市一般会計補正予算（第4号）」のうち本委員会に分割付託された費目について申し上げます。

初めに、歳入関係で、「13款1項7目 土木使用料中、市道占用料について、増額する理由を伺う。」という質疑があり、

これに対して、「駅南のB街区に複合ビルが建設されることに伴い、22か月の長期にわたって仮囲いを設置するための足場の道路占用が申請され、200万円弱の占用料が発生したほか、ガス会社などの占用料が増加したことが要因である。」という答弁がありました。

次に、「13款2項3目 衛生手数料中、し尿汲取り手数料について、減額する理由を伺う。」という質疑があり、

これに対して、「26年1月末で概ね150基、人口で400人程度の汲取りトイレが減少したことが主な要因である。」という答弁がありました。

次に、歳出関係で、「6款2項1目 林業総務費中、有害鳥獣対策事業費について、有害鳥獣が増加している中で、事業費を減額する理由を伺う。」という質疑があり、

これに対して、「本事業は、地区が主体となって行うイノシシ対策用の侵入防止柵の設置に対し国庫補助により原材料費の支給を行うものである。25年度は2地区を予定していたが、そのうち、1地区において、地元の同意が得られず、採択要件を満たすことが出来なくなり、実施を見送ったことが要因である。」という答弁がありました。

次に、「鳥獣害対策は個人で行っている場合が多く、事業が地域に浸透していない。事業を効果的に行うため、説明会等による周知を行っているか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「市内の有害鳥獣が出る場所で、説明会を1年間かけて実施しているほか、インターネットによる情報発信も行っている。説明会では、侵入防止柵の設置事業をPRするだけでなく、有害鳥獣を近づけないために必要な情報の提供も行っている。」という答弁がありました。

次に、「8款5項4目 公園事業費について、2億3千万円余の大きな減額をする理由を伺う。」という質疑があり、

これに対して、「蓮華寺池公園拡張整備事業への国からの交付金が半額になったことに伴って、土地取得費等の事業費を減額するためである。」という答弁がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「第15号議案 平成25年度藤枝市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」について申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「第20号議案 平成25年度藤枝市水道事業会計補正予算（第1号）」について申し上げます。

一委員より、「収益的支出1款1項4目 総係費中、退職給与金について、全額減額する理由を伺う。」という質疑があり、

これに対して、「これまでは、新会計制度への移行に伴い、退職給与の引当金として積み立てることを目的に計上していたが、26年度以降、退職給与は一般会計で対応していくこととなったため、不要となったものである。」という答弁がありました。

このほか、特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「第51号議案 市有財産（土地）の取得について」申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告いたします。